

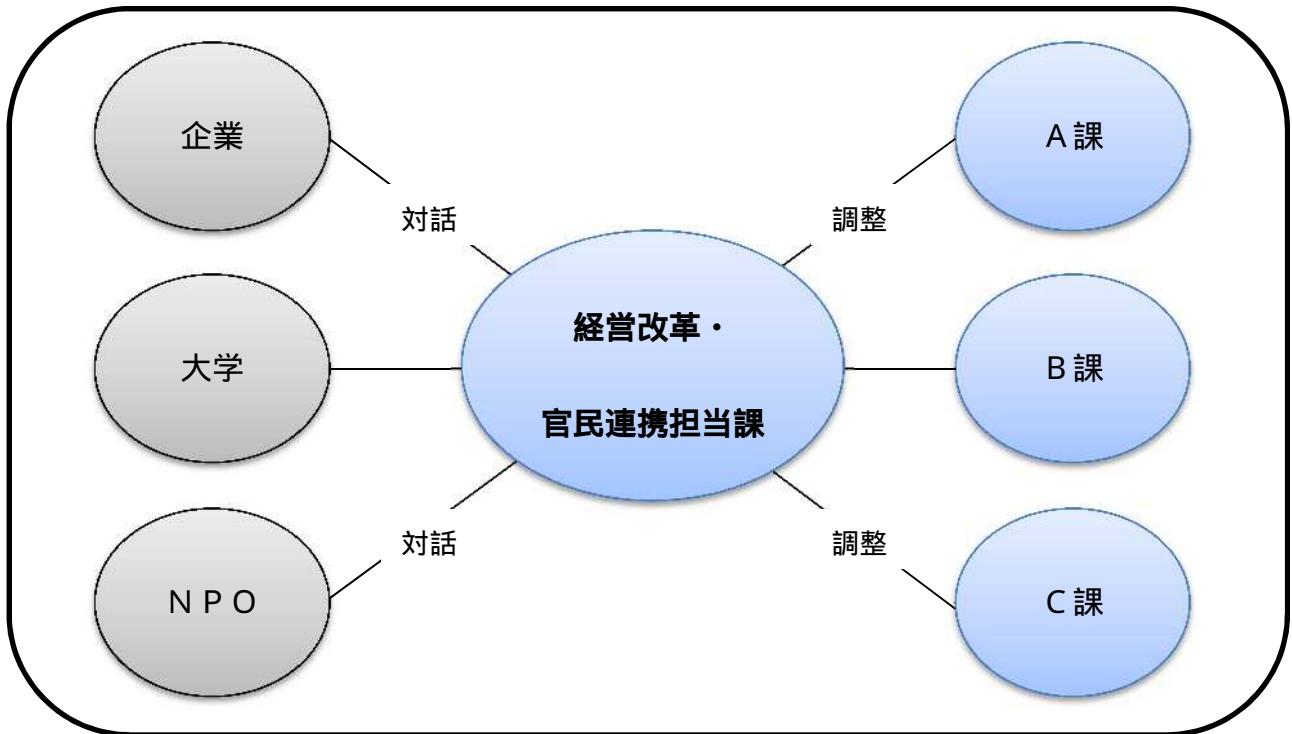
## 世田谷区官民連携事業提案募集要領

世田谷区政策経営部経営改革・官民連携担当課

## 1 官民連携事業について

官民連携事業とは、更なる公共サービスの充実を目指し、民間企業等の皆様と世田谷区との対話により、新たな事業展開を推進するものです。

経営改革・官民連携担当課では、民間企業等の皆様と世田谷区の各部署との調整役となり、区民にとってより良い公共サービスを提供していくことを目指しています。



## 2 提案者の要件

本事業に提案ができる者は、営利企業や財団法人等の法人格を有する民間団体とします。

また、次に該当する場合はご提案を受け付けません。

< 提案者になれない団体等 >

- ・ 個人（個人で事業を営む方を除く）
- ・ 法令や公序良俗に反する団体
- ・ 政治、宗教的な関連性や要素がある団体
- ・ 暴力団と関係性がある団体
- ・ 提案内容を提案者が自ら実施できない団体
- ・ その他、区が連携を行うにふさわしくないと判断した団体

### 3 事業の仕組み

様々な公共サービスの提供等のため、官民連携事業には次の2種類があります。

(1) 民間提案型	(2) テーマ設定型
民間企業等が柔軟な発想を活かして行政課題を設定し、その課題解決のために区とともに実施する事業。 民間企業等からの提案を事業に繋げるものです。	事前に区が行政課題(テーマ)を設定し、その課題解決のために区とともに実施する事業。 区の行政課題、テーマを投げかけ事業に繋げるものです。

### 4 事業要件

官民連携事業は、公共的・公益的であり、民間企業等の皆様の特性(柔軟性、自発性、専門性等)や実績を活かすことで、多くの区民や地域社会への好影響が期待され、公共サービスの拡充や低コストでの継続が見込まれることを要件とします。

その上で、次の要件を満たす事業が対象となります。

- (1) 連携の役割分担が明確かつ妥当で、区と連携して取り組むことにより相乗効果が高まる事業
- (2) 予算の見積もりが適正である事業

### 5 募集・事業期間

民間提案型の募集期間は設定していません。提案内容が明確ではない状況においても、随時ご相談ください。テーマ設定型の募集期間は、テーマ毎に設定します。

事業期間は、個々の案件により判断します。

### 6 提案の流れ

#### (1) 電話による事前照会

提案内容について、事前に電話にて経営改革・官民連携担当課までお問い合わせください。なお、内容によって回答に時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

#### (2) 事前相談

提案内容をより具体化するため、提案前に経営改革・官民連携担当課へご相談ください。事前相談のない提案は受け付けできませんので、ご注意ください。

#### (3) 書類提出

「12 提出方法」のとおり、必要書類を経営改革・官民連携担当課までご提出ください。

## 7 選定基準

次の基準により、官民連携にふさわしい事業であるかを総合的に審査の上、選定します。

項目		視点
必要性	課題認識	・公共性や公益性があり、行政課題を的確に認識しているか
	事業効果	・区民の満足度が高まり、具体的な効果・成果が得られるか ・区民や地域社会への波及効果が期待できるか
	コスト削減	・区が実施するより効果的・効率的で、経費削減を図れるか
	役割分担	・民間と区との役割分担が明確かつ妥当か
実現性	企画力	・民間の特性や実績を発揮した工夫やアイデアがあるか
	実効性	・事業計画に実効性があるか
	実施能力	・事業実施に必要な知識や経験、人材等を有しているか

## 8 選定手順

選定は、提案窓口である官民連携担当をはじめ、必要に応じて、庁内の会議体にあたる官民連携委員会や庁議の場で行います。

また、提案の事業化が決定した場合、委託型の事業は、入札やプロポーザル等により改めて事業者を選定します。提案が採用となった事業者が必ずしも選定されるものではありません。連携型の事業は、協定書等を締結します。

詳細は、「世田谷区官民連携指針」をご参照ください。

## 9 選定結果

選定結果は、選定可否の別に関わらず、速やかに通知します。

この際、採用された提案の内容やスケジュール等が、全て提案どおりに事業化されるものではありません。

## 10 情報公開等

アイデアなどの知的財産については、提案者と協議した上で、適切に保護していきます。ただし、事業実施の決定後など公表しないと実施できない場合や世田谷区情報公開条例に基づく開示請求があり、開示すべき案件と判断した場合などは公表します。

また、事業実施にあたり、個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本区に故意または重大な過失がある場合を除き、本区は一切の責任を負いません。

## 11 留意事項

### (1) 費用負担

提案にかかる一切の費用は、提案者の負担とします。

### (2) 提案事業者の失格

事業提案者が次の事項に該当する場合、失格とします。

本要領に定める手続きを遵守しない場合

提出書類に虚偽の記載があると判断される場合

### (3) 事務手続き

提案に関する庁内外の関係者との調整には、時間がかかる場合があります。また、予算を伴う提案の事業実施については、予算議決が必要となることにご留意ください。

### (4) 提出書類

提出された書類は、原則として返却しません。

## 12 提出方法

### (1) 提出書類

官民連携民間提案書

事業の内容に係る参考資料

団体の概要書（会社概要等）

**提案書類** は、必ず指定の様式を使用してください。様式は、区のホームページ「所属一覧」「政策経営部」「経営改革・官民連携担当課」からダウンロードできます。

( 2 ) 提出期間

随時受付(事前に官民連携担当までご相談ください)

( 3 ) 提出先

直接持参又は郵送で、経営改革・官民連携担当課まで提出してください。

## 13 記入方法

---

( 1 ) 官民連携民間提案書

提案名

提案する事業の名称を簡潔・明瞭に記入してください。

事業概要

「何を」「どのような体制で」「どのような方法で」「誰を対象に」実施するのか等、事業の内容を具体的に記入してください。

連携によるメリット

提案団体と区の双方の視点から期待されるメリットを記入してください。

想定効果

連携して事業を実施することにより、どのような効果が期待されるのか、「定量的効果」と「定性的効果」をそれぞれ記入してください。

想定事業費

事業の実施にかかる費用について、提案団体と区でそれぞれ記入してください。

( 2 ) 事業の内容に係る参考資料

実施事例やデータ等、任意書式で結構です。

( 3 ) 団体の概要書

共同事業体で提案する場合は、構成団体のすべてについて作成・提出してください。

## 事業提案にあたって

本区のホームページ(<http://www.city.setagaya.lg.jp/index.html>)や区政情報センター(世田谷区民会館内) 総合支所区政情報コーナー等を活用し、ご提案ください。

世田谷区基本計画(平成26～平成35年度)

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/723/724/d00131681.html>

世田谷区新実施計画(平成26～平成29年度)

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/723/728/d00131672.html>

世田谷区政概要2017

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/159/780/d00141998.html>

### 【問い合わせ・書類等の提出先】

世田谷区 政策経営部 経営改革・官民連携担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第1庁舎3階)

TEL 03-5432-2055

FAX 03-5432-3047